

基本目標 1 地域における子育て支援

I 家庭での保育を対象とした子育て支援

【現状と課題】

核家族化の進行、就労環境の変化、地域のつながりの希薄化などにより、子育てに対して不安や負担感をもつ家庭が増加しています。

子育てが母親に集中していること、また、隣近所との結びつきや地域の子どもに対する目配りが希薄になっていることなど、母親の負担増加や地域からの孤立などの状況も多く見られます。

市が平成21年に実施した「まちづくりアンケート」を見ると、回答者のうち子育て中の市民の約6割の方が子育てに不安を持つと答えています。

安心して子育てができ、子どもが健やかに育つ環境づくりのためには、行政が行う子育て支援サービスの充実はもちろんのこと、地域全体で子育て家庭を支えるための意識づくりが必要となります。

市ではこれまで、家庭相談員の設置、子育て支援相談電話による子育てに関する情報提供などのほか、地域子育て支援センターにおける総合的支援活動を実施してきました。

今後は、家庭児童相談や乳児家庭全戸訪問事業をはじめ関係機関等が実施する各種相談業務の充実を図るとともに、子育て支援員の活動支援及び地域子育て支援センターの機能充実に努めます。

また、子育て支援に関する情報が必要なときに、気軽に手に入れることができるよう、その提供の方法について、研究・検討するとともに乳児家庭全戸訪問事業などにより把握された要支援家庭に対する養育支援訪問事業についても実施を検討するとともに、子育て支援員・主任児童委員をはじめ、地域住民のボランティア等の活用とそのネットワーク化を検討します。

【具体的施策】

具体的施策	内 容	担当課
子育て支援員への活動支援	子育ての不安や悩みを身近なところで軽減できるよう、子育てに関する相談及び支援活動等を行う「子育て支援員」を認定・登録し、その活動を支援します。 また、民生委員・児童委員、主任児童委員をはじめ社会福祉協議会、町会連合会等関係機関の理解を得、子育て支援員が活動しやすい環境をつくるため、積極的な情報提供をします。	児童家庭課

具体的施策	内 容	担当課
児童館・児童センターにおける親子の広場の開設	<p>家庭で子育てに当たる保護者の負担を軽減するため、児童館・児童センターを就学児童が利用していない午前の時間帯に開放し、親子のふれあいや子育てをする親同士の交流の場を提供します。</p> <p>児童館・児童センターの児童厚生員等は、地域の子育て支援員の協力を得て、保護者の主体的な交流を支援しながら、必要に応じて情報提供や相談に応じます。</p>	児童家庭課
家庭児童相談の充実	<p>家庭相談員2名を配置し子どもに関する相談に応じています。</p> <p>面接相談のほか電話相談など気軽に相談できる体制や安心して相談できる環境づくりにあわせて、相談員の資質向上、機能の充実を進めます。</p> <p>また、適切な対応ができるよう関係機関との連携強化を図ります。</p>	児童家庭課
情報提供に関する研究・検討	<p>市をはじめ公的機関が実施する子育て支援情報に加え、地域や民間団体・グループが実施する子育て支援情報を含めた情報の一元化など、利用者の立場に立った情報収集、提供の方法について研究・検討します。</p>	児童家庭課
地域子育て支援センターの充実	<p>地域全体で子育てを支援する基盤をつくり、地域の子育て家庭への育児支援を行うため、保育所（園）等を活用した子育て支援拠点施設を設置し、育児不安等についての相談・指導、子育てサークルへの支援等、総合的支援活動を実施します。</p>	児童家庭課
子育てサポートシステム「さんかくネット」の実施	<p>子育てと仕事や社会活動などが両立できる環境をつくるため、急な仕事や通院など変則的な保育の需要に対し、従来の保育サービスの補完として、子育て期にある保護者の支援を行います。</p>	企画課
子育て支援のネットワークづくり	<p>子育てする家庭を地域ぐるみで支援する意識づくりのため、市民の自主的活動の推進とそのネットワーク化について検討します。</p>	児童家庭課

具体的施策	内 容	担当課
子育て支援相談電話	<p>子育て支援相談員1名を配置し、子育て支援に関する情報提供や保護者が抱える疑問や悩みに総合的に対応することにより、育児不安の軽減や子どもの健全育成を図ります。</p>	児童家庭課
<p>新生児訪問指導・こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）</p>	<p>新生児訪問指導は、乳児の健康の確保と増進、また育児不安の軽減、児童虐待の防止のため、新生児を対象に助産師又は保健師が家庭を訪問し、保健指導を実施します。</p> <p>こんにちは赤ちゃん事業は、子育ての孤立化を防ぎ、育児不安の軽減や児童虐待の防止を図るため、訪問相談員が生後4か月を迎えるまでのすべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する相談支援や情報提供を行います。</p>	健康推進課
養育支援訪問事業	<p>乳児家庭全戸訪問事業などにより把握された要支援家庭に対して、養育が適切に行われるよう、その居宅において養育に関する相談や、指導、助言その他必要な支援を行う事業の実施を検討します。</p>	児童家庭課

Ⅱ 保育サービスの充実

【現状と課題】

少子化の進行により乳幼児の数は年々減少していますが、核家族の増加や共働き家庭の増加により、依然、保育所（園）の需要は多い状況となっています。

また、保護者の就労形態の多様化や女性の社会参加の増加により、延長保育、休日保育、一時預かり事業等、保育内容の多様化が求められているほか、幼稚園に入園する世帯にあっても通常の教育時間を延長して実施する預かり保育など、多様な需要への対応が求められています。

さらに、障害のある乳幼児の保育所（園）・幼稚園利用希望者に対応するため、障害の状態や発達段階、特性などを考慮した障害児保育・教育の拡充が求められています。

今後は、地域の需要を把握しながら保育サービスの充実とともに、定員の見直しを含めた保育所（園）の適正配置が必要です。

また、保育サービスの充実を進める一方、子どもの人権の尊重及び健やかな育成の視点に立ち、子育てと仕事の両立及び家庭での子育てを支援するため、保育所（園）を核とした地域の子育て能力の回復や職場における子育て支援など、社会全体で子育てを支えるための意識づくりが求められています。

【具体的施策】

具体的施策	内 容	担当課
保育所（園）の受入体制の充実	保育所（園）入所児童数の推移、保育ニーズ及び今後の見通しを総合的に勘案しながら、地域の実情に応じて定員の弾力的運用や見直し、保育所整備等を推進し、待機児童ゼロの維持に努めます。 また、へき地保育所については、必要とされる地域において実施します。	児童家庭課
延長保育促進事業	就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、11時間の通常開所時間の前後に、さらに概ね30分以上の延長保育に取り組む保育所（園）に対して事業に必要な経費を補助します。	児童家庭課
一時預かり事業	専業主婦家庭等の育児疲れ解消及び急病等、又は就労形態の多様化に伴う緊急・一時的な保育に対応するため、一時預かり事業に取り組む保育所（園）に対して事業に必要な経費を補助します。	児童家庭課

具体的施策	内 容	担当課
障害児保育事業	<p>集団保育が可能で日々通所でき、かつ家庭で保育できない心身に障害のある児童の社会性やその他の成長・発達を促進するため、健常児と一緒に集団保育を行う保育所（園）に対して事業に必要な経費を補助します。</p>	児童家庭課
休日保育事業	<p>日曜・祝日等の就労等に伴う休日保育の需要に対応するため、休日保育に取り組む保育所（園）に対して事業に必要な経費を補助します。</p>	児童家庭課
病児病後児保育事業	<p>病院等に付設された専用スペースで看護師等が病児・病後児を預かる事業を実施します。</p> <p>また、保育中に体調不良となった児童を保護者が迎えに来るまでの間、保育所（園）の医務室等で看護師等が預かる体調不良児対応型事業については、必要性を含め検討します。</p>	児童家庭課
保育士等の資質向上	<p>保育士をはじめ、保育に従事する全ての職員の資質向上を図るため、各種研修に積極的かつ主体的に参画できるような環境づくりに努めます。</p> <p>また、関係機関等が実施する研修について、市内各施設に対する情報提供を行います。</p>	児童家庭課
地域子育て支援センターの充実（再掲）	<p>地域全体で子育てを支援する基盤をつくり、地域の子育て家庭への育児支援を行うため、保育所（園）等を活用した子育て支援拠点施設を設置し、育児不安等についての相談・指導、子育てサークルへの支援等、総合的支援活動を実施します。</p>	児童家庭課
短期入所生活援助（ショートステイ）事業	<p>安心して子育てできる環境を整備するため、保護者が疾病等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要になった場合に、保護を適切に行うことのできる施設において養育・保護を行う事業であり、実施について検討します。</p>	児童家庭課

具体的施策	内 容	担当課
夜間養護等（トワイライトステイ）事業	<p>安心して子育てできる環境を整備するため、保護者が就労等の理由により平日の夜間または休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難になった場合やその他の緊急の場合に、保護を適切に行うことのできる施設においてその児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業であり、実施について検討します。</p>	児童家庭課
幼稚園における預かり保育の推進	<p>幼稚園を利用する世帯の子育てを支援するため、保護者の希望により幼稚園の教育時間外の預かり保育を推進します。</p>	学務課

Ⅲ 就学児童の居場所づくり

【現状と課題】

子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全育成を図るため、主に就学児童の居場所として児童館・児童センターを設置しています。

児童館・児童センターは、全ての児童に対し、適切な遊びや年齢の異なる児童同士の交流・生活の場を提供することを目的として、市内に児童館17か所、児童センター8か所の計25か所ありますが、施設の老朽化が著しい児童館もあります。

また、児童館・児童センターが未設置の小校区においては、必要に応じて放課後児童健全育成事業を実施していますが、開設する場所の老朽化、児童数に見合った開設場所の確保等、国のガイドラインに沿った環境の整備が求められています。

児童館・児童センターは、小校区を基本単位として整備を進めてきました。今後は、全ての子どもを対象とする総合的な放課後対策として、安全・安心な子どもの居場所づくりについて検討します。

【具体的施策】

具体的施策	内 容	担当課
児童館・児童センターの整備	子どもの健全育成のため、総合的な放課後対策の中で、児童館・児童センターの整備計画を再検討します。整備に当たっては、地域の実情を考慮しながら、新設だけではなく統廃合や他施設の転用も考慮して進めます。 また、児童館等の運営に当たっては、子どもの人権の尊重、安全・安心に配慮します。障害のある子どもの利用にも配慮し、受け入れ体制を整えます。	児童家庭課
放課後児童健全育成事業	子どもの健全育成を図るとともに、共働き家庭等を支援するため、原則として児童館・児童センター未設置の小校区において、小学校低学年を対象とした放課後児童健全育成事業を実施します。 子どもの安全と保護者の安心の確保のため、開設の場所、人数規模、指導員の資質向上等、国のガイドラインに添った事業実施を検討します。	児童家庭課

具体的施策	内 容	担当課
保育所地域活動事業	<p>平成20年度までは、「異年齢児・世代間交流事業」「育児講座・育児と仕事両立支援事業」「食育の推進」及び「小学校低学年児童の受入れ」の4科目を実施してきました。</p> <p>近年、放課後児童健全育成事業を利用する子どもに、待機者が出ていることから、上記事業の見直しを行い、平成21年度からは、「小学校低学年児童の受入れ」の科目に絞って実施しています。</p> <p>放課後児童の適切な処遇、安全を確保し、保護者の就労を支援するため、一時保育の場を活用して小学校に就学している概ね10歳未満の子どもを受入れている保育所に対し、補助金を交付し、共働き家庭を支援します。</p>	児童家庭課

IV 母子家庭等の自立支援

【現状と課題】

厚生労働省の全国母子世帯等調査結果によると、平成17年の母子家庭の平均年収は213万円で一般世帯の4割弱にとどまるなど、厳しい経済状況の中、生別死別を問わず母子の生活は精神的にも経済的にも不安定な場合が多く、母子家庭に対する物心両面にわたる自立支援が必要です。

市では、平成16年度から母子自立支援員を1人配置し、母子家庭等の身近な総合相談窓口として、民生委員児童委員、ハローワーク、母子寡婦福祉団体等の関係機関・団体と連携をとりながら、離死別後の精神的安定及び自立支援のための情報提供、相談指導を進めています。

また、ひとり親家庭等医療費給付事業や母子家庭自立支援教育訓練給付金支給事業により、生活や就業のための経済的な支援を行っています。

今後も母子家庭等の増加が見込まれることから、母子家庭等の児童の健全育成を図るため、きめ細かな福祉サービスを提供し、自立支援に向けた総合的な対策を適切に実施することが求められます。

【具体的施策】

1 自立支援のための相談活動等

具体的施策	内 容	担当課
短期入所生活援助（ショートステイ）事業・夜間養護等（トワイライトステイ）事業の検討（再掲）	保護者が家庭において子どもを養育することが一時的に困難になったときや、経済的な理由等により緊急一時的に母子の保護を必要とするときに対応するため、短期入所生活援助（ショートステイ）事業の実施について検討します。 また、平日の夜間または休日、仕事等の理由により保護者が家庭で子どもを養育することが困難なときに対応するため、夜間養護等（トワイライト）事業の実施について検討します。	児童家庭課
母子寡婦相談事業	母子家庭及び寡婦に対する必要かつ適切な助言を行うとともに自立についての情報提供を行うため、総合的な相談窓口として母子自立支援員を配置し、自立を支援します。	児童家庭課
母子生活支援施設（弘前市ひまわり荘）	母と子、またはそれに準ずる女性と子どもを入所させ、保護を行うとともに、自立に必要な生活全般にわたる支援を行い、児童福祉の向上を図るため、母子生活支援施設を設置運営します。	児童家庭課

2 経済的支援

具体的施策	内 容	担当課
遺児援護事業	父母の死亡等によりひとり親となった世帯のうち、中学生以下の児童の養育者に、小・中学校入学祝金、中学校卒業祝金を支給します。	児童家庭課
児童扶養手当支給事業	母子家庭等の生活の安定と自立促進を図るため、父と生計を同じくしていない児童の母等に手当を支給します。	児童家庭課
ひとり親家庭等医療費給付事業	ひとり親家庭等の医療費負担を軽減するため、ひとり親家庭等の児童・父及び母の医療費の自己負担について、現物給付または償還払いで給付します。	児童家庭課
母子家庭自立支援教育訓練給付金支給事業	母子家庭の母の主体的な能力開発の取組を支援するため、自立促進に効果的と認められる講座を受講する場合、その費用の一部を助成します。	児童家庭課

V 障害児施策の充実

【現状と課題】

当市で身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている子どもは、平成21年3月末現在423人で、その内、重度の障害がある子どもは、身体障害では70%、知的障害では35%と高い割合になっています。

また、近年は、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害を疑われる子どもが多数存在していると言われてはいますが、その数は正確に把握されていません。

全ての子どもが、住み慣れた地域の中で安心して安全に暮らすことのできる社会が求められており、また、障害のある子どもの保護者の多くは、保育園、幼稚園の通園及び小学校、中学校の通学も、地域の子どもたちと一緒にいることを望んでいます。

障害がある人もない人も地域と一緒に生活するため、障害がある子どもへの理解を深め、ノーマライゼーションの意識づくりを進めるほか、障害のある子ども及び家族に対して、在宅障害児サービスの充実、就学支援、保育所や放課後児童健全育成事業における受入れ体制の整備など、保健、医療、福祉、教育等各関係機関が連携した総合的な支援が必要です。

障害者施策は、平成18年に「障害者自立支援法」が施行された後、障害児者への支援サービスが大幅に変更され、利用できるサービスが充実したほか、これまで以上に相談支援や就業支援の施策が強化されています。市における相談支援をさらに充実するためには、人材の確保と資質の向上が必要です。

また、平成17年に施行された「発達障害者支援法」を受け、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害の早期発見、早期支援及び相談・助言等、必要な措置を講じるための体制強化やサービス提供体制の整備が必要です。

発達障害を含む障害児施策については、新法の制定など国・県の動向を見極めながら、相談支援の体制づくりと関係機関のネットワークについて検討します。

【具体的施策】

具体的施策	内 容	担当課
身体障害者福祉センター	在宅身体障害児・者のための相談業務、講習会、機能及び回復訓練、身体障害者福祉団体の指導等の事業を行います。	福祉総務課
障害者生活支援センター	在宅身体障害児・者のための福祉サービス利用援助、福祉施設の紹介、生活力を高める支援、専門機関の紹介及び障害児・者の自立と社会参加を促進するために必要な業務を行います。	福祉総務課

具体的施策	内 容	担当課
相談支援事業	障害児・者及び障害児・者等の介護を行う者からの相談に応じ必要な情報を提供し、権利擁護のための必要な援助を行います。その他創作的活動、社会との交流の促進のための業務を行います。	福祉総務課
居宅介護	障害児・者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、身体介護や家事援助を行います。	福祉総務課
行動援護	知的障害又は精神障害により行動が困難で常時介護を要する障害児・者に対し、危険を回避するための援護や、外出時の移動の介護を行います。	福祉総務課
児童デイサービス事業	障害児に対し、通所により日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応の訓練などを行います。	福祉総務課
短期入所	介護者が病気などにより介護できない場合、障害児・者支援施設などに短期入所させ、入浴、排泄、食事などの介護を行います。	福祉総務課
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障害児・者に対し、外出のための支援を行います。	福祉総務課
日中一時支援事業	家族の就労支援や一時的な休息を図るため、障害児・者等の日中における活動の場を確保し介護を行います。	福祉総務課
障害児保育事業 (再掲)	集団保育が可能で日々通所でき、かつ家庭で保育できない心身に障害のある児童に社会性やその他の成長・発達を促進するため、健常児と一緒に集団保育を行う保育所(園)に対して事業に必要な経費を補助します。	児童家庭課
特別児童扶養手当 支給事業	障害のある児童を養育する保護者等に手当を支給し、生活の安定を図ります。	児童家庭課
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする児童に手当を支給し、福祉の増進を図ります。	福祉総務課
就学指導委員会	障害のある幼児・児童・生徒が障害の種別や程度、地域や家庭等の状況にかかわらず、適切な就学機会が確保されるよう就学指導を行います。	教育研究所

具体的施策	内 容	担当課
和徳幼稚園ことばの教室	<p>就学前の特別支援教育として、「ことばの教室」において随時相談・指導を実施します。</p> <p>また、保護者のニーズに応じた研修会を実施します。</p>	学務課 教育研究所
障害児教育相談	<p>障害のある幼児・児童・生徒について、心身の発達や学習面、言葉の面に関する相談に応じます。</p>	教育研究所

VI 経済的支援

【現状と課題】

子育てをする家庭にとって、精神的な負担に加えて、養育費や医療費、教育費など経済的な負担が増大しています。このことは、近年の出生率低下の要因のひとつとも言われています。

子育て家庭への国の経済的支援策である児童手当は、平成18年4月からの対象年齢拡大及び所得制限の緩和に続き、平成19年4月からは、3歳未満の子どもに対して乳幼児加算を実施し、制度の拡充を行っていますが、今後なお一層の制度の充実が望まれています。

また、妊婦委託健康診査については、平成22年度までの国の暫定措置として、妊婦健康診査の一定の検査について14回分の無料化が図られたため、市においても平成21年度から公費負担回数を5回から14回に拡充しています。

そのほか、妊娠から出産、乳幼児の医療費にかかる経費の軽減、さらには、保育料の軽減、就学費用など教育費の軽減についても、引き続き実施することが求められています。

【具体的施策】

具体的施策	内 容	担当課
児童手当支給事業	経済的負担の軽減を図るため、小学校6年生以下の児童の養育者に手当を支給します。	児童家庭課
保育料の軽減	保育所（園）及び幼稚園を利用する家庭の経済的負担を軽減するため、保育所（園）については国の基準よりも低い市独自の保育料の設定、幼稚園については保育料を減免した幼稚園に対し就園奨励費として補助を実施します。	児童家庭課 学務課
国民健康保険出産育児一時金支給	国保に加入する被保険者が出産した場合（妊娠12週以上の流産・死産を含む）、出産育児一時金を支給します。	国保年金課
国民健康保険出産資金貸付	国保に加入する被保険者で出産育児一時金の支給が見込まれる世帯の世帯主に対し、出産資金の貸付を行います。	国保年金課
乳幼児医療費給付	小学校就学前の乳幼児の通院、入院に要する医療費の自己負担について、現物給付又は償還払いで給付します。（所得制限及び4歳以上は自己負担金があります。）	国保年金課

具体的施策	内 容	担当課
国保妊産婦外来診療費給付	国保の被保険者である妊産婦が外来で治療を必要とするとき、医療費の自己負担分を無料とします。	国保年金課
妊婦委託健康診査	<p>妊婦の健康な出産を支援するため、妊娠届から出産までの間に県内医療機関で妊婦健康診査の一定の検査について無料で受けられる受診票を交付します。</p> <p>平成21年1月27日から平成22年度まで国の暫定的措置として妊婦健康診査の一定の検査について14回分の無料化が図られたため、平成21年度から公費負担回数を5回から14回に拡充しています。</p>	健康推進課
乳幼児一般健康診査・精密健康診査・乳幼児歯科健康診査	<p>乳児の疾病等を早期に発見し、健康の維持及び早期治療・療育等を行うため、無料で健康診査が受診できます。</p> <p>また、診断の確定のため、精密検査を必要とする場合は、専門の医療機関において無料で精密検査が受けられるよう、受診券を交付します。</p> <p>(※各健診の詳細は、P30～P31に掲載)</p>	健康推進課
母子栄養食品支給事業	<p>経済的負担を軽減し、妊産婦の健康保持を図るため、生活保護受給世帯、市民税・所得税非課税世帯の妊産婦に対し、産後3か月までの間、牛乳又は粉乳の受給券を交付します。</p> <p>また、対象となる世帯の乳児の出生時体重が低体重の場合は、満1歳の誕生日の属する月まで受給券を交付します。</p>	健康推進課
就学援助	経済的な理由で就学が困難な家庭の経済的負担軽減のため、要保護・準要保護と認定された保護者に対し、学用品費等の費用を補助します。	学務課